

平成 18 年 度 第 17 回 定 例 会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 18 年 12 月 20 日 (水) 午後 2 時 00 分  
場 所 八王子市役所 9 階 904 会議室

# 第 1 7 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日 ( 水 ) 午後 2 時 0 0 分

2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 4 会議室

## 3 会議に付すべき事件

第 1 第 3 2 号議案 八王子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規  
則設定に関する事務処理の報告について

第 2 第 3 3 号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期  
日を定める規則設定について

第 3 第 3 4 号議案 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定  
について

第 4 第 3 5 号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部  
を改正する規則設定について

第 5 第 3 6 号議案 八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議  
案の調製依頼について

## 4 協 議 事 項

八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の設定について

その他報告

---

八王子市教育委員会

出席委員 ( 5 名 )

委 員 長 ( 1 番委員 ) 小田原 榮

委 員 ( 2 番委員 ) 細 野 助 博

委	員	( 3 番委員 )	川 上 剋 美
委	員	( 4 番委員 )	齋 藤 健 児
委	員	( 5 番委員 )	石 川 和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 ( 再 掲 )	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 参 事 指 導 室 長 事 務 取 扱 ( 教 職 員 人 事 ・ 指 導 担 当 )	岡 本 昌 己
教 育 総 務 課 長	望 月 正 人
学 校 教 育 部 主 幹 ( 企 画 調 整 担 当 )	穂 坂 敏 明
施 設 整 備 課 長	萩 生 田 孝
学 事 課 長	小 泉 和 男
学 校 教 育 部 主 幹 ( 学 区 等 調 整 担 当 兼 特 別 支 援 教 育 ・ 指 導 事 務 担 当 )	小 海 清 秀
指 導 室 統 括 指 導 主 事	朴 木 一 史
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	菊 谷 文 男
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 ( 図 書 館 担 当 )	峯 尾 常 雄
生 涯 学 習 総 務 課 長	米 山 満 明
文 化 財 課 長	佐 藤 広
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 ( 図 書 館 担 当 )	伊 藤 文 丸
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 ( 図 書 館 担 当 )	武 田 ヒ サ エ
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 ( 図 書 館 担 当 )	石 井 里 実
生 涯 学 習 総 務 課 主 査	宮 木 高 一
教 育 総 務 課 主 査	山 本 信 男

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	志 萱 龍 一 郎
担 当 者	後 藤 浩 之

担 当 者 石 川 暢 人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成り立ちました。

これより平成18年度第17回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 細野助博委員 を指名いたします。お願いいたします。

小田原委員長 それでは、日程に従いまして進行いたします。

日程第1、第32号議案 八王子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則設定に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、学事課から説明願います。

小泉学事課長 それでは、第32号議案 八王子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則設定に関する事務処理の報告について御説明申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴いまして、冒頭申し上げました八王子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の条文の中にあります当該政令の項番号の一部を変更する等の規定整備を行う必要が生じました。

本件改正につきましては、規定整備という事務処理に関することでもありまして、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づきまして、教育長において臨時に代理し、当該規則の一部改正に関する事務処理を行ったものでございまして、本日御報告して、承認を求めます。

具体的な改正内容につきましては、お手元の議案の資料1枚目の末尾にございますが、規則第10条第1項中の政令第4条の2第3項または政令第5条の7項、これを政令第4条の2第4項または政令第5条第9項に項番号を変更するものでございます。

それから、議案の2枚目以降に別記様式の第2号と、同じく別記様式の第23号に関する改正箇所がございます。これにつきましては、後からお配りしております資料、横書きになっております新旧対照表がございますが、そこにアンダーライン、赤く印もしてございますけれども、そのような記載のとおり改正するものでございます。

いずれも政令で定めていたものを省令規則で定めるものに変更するという内容のものでございます。

説明は以上です。

小田原委員長 学事課からの説明は終わりました。

本案について御質問をお願いします。何かございますか。

齋藤委員 こういう法令文ということになると、非常に難解というか、なかなか理解が難しいところがあります。確認なんですけれども、これは法令的なもので、子どもたちに何かかかわるとか、じかに何か子どもたちの問題にこの内容がどうこうなるという問題ではないというふうな理解でいいんですね。

小泉学事課長 これは、あくまでも学校医あるいは学校歯科医、薬剤師の職務上起こった公務災害に対する補償に関する規則設定になっておりますので、直接お子さんに関連するところは発生しないと思います。

小田原委員長 そのほか何かございますか。

それでは、意見もないようでございますので、お諮りいたします。

ただいまの32号議案については、御説明のあったとおり決定するということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第32号議案についてはこのように決定いたしました。

小田原委員長 それでは続いて、日程第2、第33号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則設定についてを議題に供します。

これは日程第3、第34号議案 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定について並びに日程第4、第35号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定についての3議案が関連いたしますので、事務局として一括説明をお願いいたします。

小泉学事課長 それでは、みなみ野君田小の設置に関連します第33号議案、第34号議案及び第35号議案について、あわせて説明をさせていただきます。

みなみ野君田小学校につきましては、去る9月20日の教育委員会定例会におきまして、その設置に係る基本的な事項を定めまして、八王子市立学校設置条例の一部を改正する条

例の設定を市長に求めたところでございます。市長におきましては、教育委員会の方針に基づきまして議案を調整して、第4回市議会定例会での審議を経まして、去る12月15日の本会議で議決されまして、同月18日に公布されたところでございます。

まず、第33号議案についてでございますが、八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日につきまして、公布の日から起算して2カ月を超えない範囲において教育委員会規則で定めるとされております。そこで、本条例の施行規則を定める規則を設定いたしまして、みなみ野君田小学校長が配属される平成19年2月1日を施行期日とするものでございます。

続きまして、第34号議案につきましては、みなみ野君田小学校設置にあわせまして、同校の学校、学校長、それから学校長代理、その公印を設けるために、八王子市教育委員会公印規則の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、第35号議案ですが、これは通学区域の変更に係る議案でございます。

みなみ野君田小学校の設置に伴います八王子ニュータウン内の小中学校の通学区域の変更につきましては、8月9日の教育委員会定例会におきまして既に御協議いただいておりますけれども、ここで八王子市立学校設置条例の一部改正に伴いまして、八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則を改正いたしまして、平成19年4月1日から、みなみ野小学校、それから七国小学校の通学区域の一部をみなみ野君田小学校の通学区域に定めるとともに、平成21年4月1日から、七国中学校の通学区域の一部をみなみ野中学校の通学区域に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長　ただいま学事課からの説明は終わりました。

3議案でございますが、一括して御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。いかがですか。

これも、条例はさきの第4回定例市議会を通ったということですので、2カ月以内にこの規則を改正しなければいけないということです。よろしゅうございますか。

規則改正ではなく、規則設定なんですね。新たにこれをつけ加えるわけですから。

石川教育長　設定ですね。

齋藤委員　こうやって学区が変わってくるということは、規則のことですから、これは設定していかなきゃいけないんでしょうけれども、現実的な話として、混乱というか、今まで指定されていた中学校のところとは違う中学校の学区になってくるわけですね。地域

へは十分納得のいく説明とか理解を求めてきたと思うんですけども、その辺りの反応は、現実的にどうですか。

小泉学事課長 齋藤委員がおっしゃいましたように、学区を変更するに当たりまして、子どもはかなり慎重に地元の方と調整をおこないまして、地元の意見も最大限反映させる中で、区域の変更をいたしました。それから、経過措置も、保護者の意向にできるだけ沿えるような形で、施設規模に影響のない範囲で最大限の配慮をさせていただいたというところで、現実問題、これまでの間、保護者なりPTAとか関係のところから、苦情とかそういうものはいただいております。

齋藤委員 ちょっとその関連で気になるのは、八王子市は学区自由化というものを取り入れているわけですけども、私はやはりこっちの中学校へ行きたいというようなことになってしまうとどうなるんでしょうか、選択制との兼ね合いというのはどうなんですか。

小泉学事課長 みなみ野地域につきまして、小学校につきましては、現行、この区域内にある3校の中での学校選択のみに限定して、ほかからの選択は認めていないという状況にありますけれども、今後児童数の推移によりまして、それが外からの選択も受け入れられるようになれば、当然その状況に応じて選択の範囲を拡大していくという方向でありまして、現在はその小学校について、3校で限定しているという状況にはございますが、それは今そのまま固定されているものではなくて、将来的にそれは取り扱いが変わっていくということがございまして、中学校につきましては、当然学校選択という中でできる範囲で、保護者の希望に応じていきたいと考えております。

小田原委員長 限定していると言ったけれども、小学校については、隣接の学校はできるのではないですか。

小泉学事課長 今年度は、七国小、みなみ野小、それから、みなみ野君田小、この3校間の学校選択に限定をしてありまして、その周辺、隣接校からの選択はできない形に占めてあります。

齋藤委員 確認ですけども、そうすると、その3校の小学校の中では、選択制がフリーで行われるという判断でよろしいんですね。そうすると、こういう規定をした中で、ふたをあけてみたら、どこかの学校に偏るという問題点は出てきませんか。

小泉学事課長 当然経過措置がありますけれども、転校しなければいけない子どもさんは転校していただくということが前提になっていまして、その中での学校選択ということの中で、今直近の資料で言いますと、そういう偏りというのですか、そういうものは特に顕

著なものはない、例えばみなみ野君田小で言いますと、大体16から17クラスぐらいでおさまるのではないかとこのころです。

小田原委員長 齋藤委員が心配しているのは、新しい小学校ではなくて、よければ七国にとどまりたいというふうな形で、バランスが予想しているような形にならない場合が起こるのではないですかという心配だと思わなければならないけれども。

小泉学事課長 今現在、みなみ野君田小は16から17クラスぐらいということで、七国小が14から15、それから、みなみ野小が18から19クラスぐらいで、19年度4月を迎えられるという状況になっております。

小田原委員長 難しいのは、小中一貫を考えている学校とそうでない学校というのがあるから、そのバランスを考えるとこのか、どっちをとるかということで、数の予測が難しくなるのではないかとこのことなんだけれども、それはそのときで、その成り行きで構わないということによろしいんですね。

小泉学事課長 成り行きといいましょうか、ほかにも選択制と、それから経過措置と、そういうものの中で保護者の希望に合った一つの選択なりをしていくということです。

細野委員 第35号議案の2ページ目、表2、中学校の部、「みなみ中小学校」となっている。

小泉学事課長 失礼いたしました。全くケアレスミスで申しわけございません。

小田原委員長 今の御指摘は、35号議案、裏の真ん中、下から2つ目の枠の左側、「みなみ野中学校」というふうに訂正ということです。

小泉学事課長 訂正させていただきます。

小田原委員長 それでは、一つ一つお諮りいたしますけれども、34号議案については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないということですので、よって、第33号議案についてはそのように決定することにいたします。

34号議案につきましては、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第34号議案についてはこのように決定いたしました。

次に、35号議案につきましては、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 35号議案につきましても、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程第5、第36号議案 八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼についてを議題に供します。

米山生涯学習総務課長 それでは、36号議案 八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について、経過を含めて宮木主査から説明いたします。

宮木生涯学習総務課主査 それでは、八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について御説明いたします。

八王子市姫木平自然の家につきましては、過去の定例会の中でも8月に条例改正の議案調製依頼、9月に規則改正の議案を挙げております。それに続きまして、今回選定委員会も終わりましたので、指定管理者の指定に関する議案の調製を依頼するものでございます。

まず、定例会議案資料の1枚目、八王子市姫木平自然の家の指定管理者の選定経過についてをごらんください。

1、選定方針でございますが、現在の業務委託先であります株式会社長和町振興公社の実績と関連施設との連携が図られ、スキー教室等々の受け入れのノウハウが確立されていること、及び株式会社長和町振興公社が本市の外郭団体に準じるものと判断したこと、この理由によりまして、平成18年10月19日、教育長決裁で特命としております。

2の選定方法でございますが、八王子市姫木平自然の家選定委員会設置要綱並びに審査に関する実施要綱に基づきまして、資格審査、1次審査、2次審査により選定をしております。2次審査が選定委員会でございます。

選定経過でございますが、募集要綱に当たります申請事務手続要領の配付から、2次審査（選定委員会）まで、資料のと通りの日程で行っております。

次に、姫木平自然の家の指定管理者選定についてをごらんください。一番最後、11ページになります。

これは、選定委員会で決定しました選定理由及び評価点でございます。評価のもとになっております評価基準表と採点結果も資料の9ページと10ページに添付しております。

選定基準としましては、アからカまでの6つの基準と、全体としてのバランスを採点して、委員1名の持ち点が100点、当日1名欠席がございましたので6名の委員で600点が満点でございます。採点の前に、委員会で各委員の評価点の合計が360点以上の場

合候補者とすることを決めておりまして、採点の結果は457点でございましたので、候補者として選定しております。

次に、一番最初の議案の方に戻っていただきまして、36号議案です。指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、市議会での議決が必要ですので、選定委員会の結果を受け、第36号議案のとおり姫木平自然の家の指定管理を株式会社長和町振興公社に指定する議案の調製を依頼するものでございます。

指定期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございませんか。

点数をつけて、何%以上だったらいいというようなところはあったんですけど。

宮木生涯学習総務課主査 今指定管理者制度はほかの施設でもやっておりますので、大体それに準じた形で、項目が20項目ございますので、各項目が5点法なんです。一番普通であるという3を全部つけた場合に60点、それが全員60点の場合に360点となるということで、それが一応最低ラインということで決めております。

小田原委員長 それは、市の条例か何かで決められているわけですか。

宮木生涯学習総務課主査 特にそこまで細かい規定はないんですけども、ほかの市の施設の例を参考にしまして、委員会の中でそれでいいということで、使っております。

小田原委員長 360点以下だと指定しない。

宮木生涯学習総務課主査 候補者として選定しないということです。

小田原委員長 そういふのがあつたわけね。

宮木生涯学習総務課主査 選定委員会の中でそういう決定をしております。

小田原委員長 これは457点、はるかにいい成績であるということですか。

宮木生涯学習総務課主査 はい、そうです。

齋藤委員 応募は何社ぐらいでしたか。

石川教育長 特命です。

小田原委員長 特命の理由がここにあるとおりになんだけれども、よく言われる、皆さんは知事ではありませんのでそういう心配はないかもしれませんが、何か変な癒着とかそういうようなことがあつて特命にしたとかいうことは一切ありませんということによろしいですね。

そのほか、何かございませんか。

細野委員 契約に当たって、収支のバランスはとれなくてマイナスになったときは、それはこちらの指定管理者自身が責任を100%負うことになっているのでしょうか。それとも、市の一般会計の方から補てんするということになっているのでしょうか。そのあたりはどうなっていますか。

米山生涯学習総務課長 基本的に指定管理者については、協定を結ぶ範囲内で金額も設定されまして、当然赤字になれば市は補てんしないという形になります。逆に黒になった場合には市がもらわないという形の柔軟な運営をしていただくというのが原則でございます。

小田原委員長 途中で赤でやっていられないと投げ出すなんていうことは、3年間は認められないということですか。

米山生涯学習総務課長 認められません。

小田原委員長 市からの持ち出しはないと。

米山生涯学習総務課長 市からの委託金は出ますので、当然会社側も受ける側で、その金額の問題は、これだけならできますよというのはうちの方にいただいておりますので、それをチェックしながら、あと一つは、指定管理者になりますから、当然柔軟な運営ができるという中では、ある程度の利用人員増を含んだ中で3年の間では委託料を減らしていくという考えで市はやっております。

小田原委員長 結局学校なり市民の利用が今以上に維持できるか、それができない場合にはサービスの向上が心配になるということなので、これは私たちとしても、利用することを勧めるようなことが必要になってくるということでしょう。

米山生涯学習総務課長 そのとおりでございます、ぜひ御協力いただきたい。

小田原委員長 ぜひ御協力をというふうになるだろうと思いますので、私たちも利用するというのも考えて、以前から勉強合宿を現地でやりましょうというようなことを言っているわけですが、なかなか日程調整等で難しいようですけれども、そういうことを含めて、利用促進を図ってまいりたいと思います。

では、お諮りいたします。

ただいまの議案につきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認め、第36号議案につきましてはこのように決定するというので市長の方に調製依頼するということですね。よろしくお願ひいたします。

小田原委員長　引き続き、協議事項、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の設定についてを議題に供します。

本件につきまして、教育総務課から御説明願います。

望月教育総務課長　地域運営学校につきましては、試行、実施の方針を去る11月22日、第15回定例会において決定をいただいたところでございますけれども、現在その決定を受けて、4月1日、正式設置に向けて、事務局、それからモデル校3校でその準備を進めているところでございます。

本日は、八王子市としての学校運営協議会の運営のあり方等について御審議をいただき、本日の審議に基づいて、規則の各条項を今後に向けて調整をしたいと思っております。あわせて、今後、東京都教育委員会との協議を踏まえて、次回以降の定例会でこの規則の設定の議決をお願いできればと考えているところでございます。

それでは、規則案の概要について御説明いたします。説明資料と、それから規則(案)、両方をごらんいただければと思っております。

第1条につきましては、省略させていただきます。目的ということになっています。

第2条でございますが、趣旨ということでございます。この趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で特に定めはございませんが、本市としてこの学校運営協議会を設置する趣旨をここで明らかにする。あわせて、学校運営協議会と教育委員会、それから、学校長との関係を明らかにしておく必要があるということで、こちらの方に定めたところでございます。

文言といたしますと、「協議会は、学校運営に関する八王子市教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域の住民等の学校運営への参加の促進及び連携強化を進めることにより、一層地域に開かれ信頼される学校づくりを目指すものとする。」と規定したところでございます。

次に、第3条でございます。この3条については、法律で指定の手續、指定の期間等について、教育委員会規則で定めるとされております。指定の期間につきましては、本来あり方として、期限なしということがあろうかと思っておりますが、法律の中で、期間を指定するということは規定をされております。法律によりますと、第8項というところで規定をされております。

この規定の趣旨というのは、こちらの方の教育委員会規則で定める趣旨として、一定の

期間を指定して、その期間ごとに検証するというを法律の方で要請しているというふうにとらえておりました、その意味で、何年かということを設定する必要があると考えたところでございます。

実際の年数でございますけれども、協議会がいろいろ重要案件について承認するという権限を持っておりますけれども、その中で、学校経営方針、中でも中期的な目標の達成につきましては、やはり4年程度の期間をめぐりにしているというのが一般的であるにとらえておりました、これに相当する年数として4年を設定したというところでございます。

それから、このほか校長は前項の指定を受けようとするときは教育委員会に申請することができるということで、申請については校長にその権限を付与するという規定をしたところでございます。

次に、第4条でございますが、これは委員の任命に関する規定でございます。委員につきましては、第4条、1号から4号までの各号のとおりでございますけれども、法律では、第1号と第2号のみが法律の規定でございます、それ以外につきましては、その他教育委員会が必要と認める者について教育委員会が任命するというふうに規定されているのみでございます、それらを受けまして、第3号、第4号の校長、それから学識経験者をこちらの方に規定をさせていただいたところでございます。

それから、その他第5号、「前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者」、これにつきましては、後段、また会議への出席者のところで出てまいりますけれども、教職員ですとか、あるいは学校支援者等が考えられるにとらえておりました、この規則は正式に制定されて、この規則の施行通知を出す際に、その他教育委員会が適当と認める者ということで、しかも校長が推薦するといった場合にどういう人が考えられるかということ、具体的に教職員あるいは学校支援者というふうなことを例示として周知は図ってまいりたいと考えております。

それから、第4条の本文の方でございますけれども、定数を10人以内と決めました。これにつきましては、協議会の会議につきましては、細部にわたる詰めた討論が必要でありまして、また、合議の機関として意思決定を行うことから、10人以内が適当というところで上限の定数を定めたというところでございます。

また、委員の選考につきましては、地域の実情を把握する校長の推薦を踏まえまして、教育委員会が任命するというふうにしたところでございます。

そのほか3項で、校長の推薦に当たって委員の公募をすることができるという規定もあ

わせて定めたところでございます。

以下につきましては、省略をさせていただきたいと思えます。

なお、第6項に非常勤の特別職と規定しております。これは一番最後のところで、報酬について説明をしたいと思えます。

次に、委員の任期でございますが、この委員の職務の性格から、妥当な年数といたしまして、2年程度というのが妥当ではないかということで定めたところでございます。ただし、再任は妨げないこととしたものです。例えば中学校の保護者の委員を想定した場合、中学1年生、2年生の保護者が2年程度継続するというのが相当なところかと考えたところでございます。

次に、第6条におきましては、これにつきましては、委員の服務と申しましうか、守秘義務等を規定したものでございますが、第4条の第6項で、非常勤の特別職と規定したところでございます。非常勤の特別職というのは、地方公務員法上一般職と同じような服務上の規定はございませんで、したがって、この規則の中で守秘義務のことを規定しておくということです。

さらに、第2項の各号に掲げる禁止行為というものを規定して、服務の適正と申しましうか、それを確保しようというものでございます。

それから、第7条につきましては、委員の免職ということで、前条の規定のこと、それから、禁止行為について違反した、あるいは第2号、第3号で定めるような適格性を欠くときについて職を免ずると規定しているものでございます。

第8条については、会長、副会長ということで、互選ということ、それから、1年の任期と定めたところでございます。

それから、第9条の基本的な方針の承認でございますが、これについては若干説明を詳しくしたいと思えます。

法律におきましては、教育課程その他教育委員会規則で定める基本的な方針と規定されているところでございます。これに基づきまして、本市の規則としては、第1号として、教育目標及び学校経営方針と掲げました。これにつきましては、当該指定学校の最も重要な基本方針といたしまして、これについてはここに掲げるものについては全文と申しましうか、教育目標、学校経営方針のすべてについて承認を得る必要があるだろうと規定したところでございます。

第2号につきましては、教育課程の編成に関する基本方針ということで、教育課程その

ものすべてというふうにはしておりません。この教育課程につきましては、本市の学校管理運営規則では4項目ほどございます。教育の目標、指導の重点、各学年、各教科等の時間配当、それから年間行事計画、これを教育課程の届け出として出すということで、広い意味での教育課程と規定しているわけですが、これらのうち、基本的なものを定めて、定めてというのは、この規則とは別に定めて、こういったものということで承認事項とするように通知するという考えでございます。

第3号でございますが、組織編成に関する基本方針、これにつきましては、基本的にはこの基本方針に該当するものは公務分掌というところで足りるのではないかと考えております。

それから、第4号の配分予算の編成でございますが、これにつきましては、教育委員会に学校配分予算の予算要求を提出しますけれども、その予算要求書を承認事項とするということでこの予算編成に関することということで規定したものでございます。

第5号でございますが、当該指定学校の施設の管理に関する基本方針ということでございます。この施設の管理というと、非常に広範にわたるわけですが、通常校長の管理責任の範囲として定められています施設の管理と申しますのは、施設設備の安全点検ですとか、防災計画、それから、環境衛生、学校安全等の方針が挙げられるわけですが、これにつきましても、基本的な方針、その具体的なものはどういうものかということにつきましては別途定めて、これを承認事項としたいと考えております。

それから、第10条につきましては、これは法律に定めてあることをそのままこちらの規則でも掲げているものでございます。

次に、第11条の会議でございますが、この会議につきましては、これは通常の会議と同じように、会長が招集をして、過半数の出席で成立をして、過半数で決するというところ、それから、利害を有する委員は当該議決事項について議決権を有しないということでございます。

その後の5項から7項について、特に説明したいと思っておりますけれども、会長が必要があるとき、校長、教職員に報告、説明を求めるという権限を第5項で定めておまして、第6項でも、教職員以外の関係の者に出席を求めるということを会長権限として定めるところでございますが、第7項で、先ほどこの運営協議会の委員の構成員として、その他で教職員ということで、教職員を選任する可能性につきましてもその余地を残したところでございますけれども、仮に委員でない者が意見を求められた場合でも、校長の権限によっ

て会議に出席させ意見を述べるができるというふうにしたものでございます。このことによりまして、協議会に児童生徒を直接指導する教員の意見等も反映できるということとともに、全校を挙げて学校改革に取り組む意識が醸成されるというふうなことが期待できるのではないかとこのところ、第7項を規定したということでございます。

それ以降、第12条の会議の公開、学校運営協議会の趣旨からしてある種当然のことでございますが、第13条の運営への参画促進等、14条、15条、16条については、これは通常の会議のあり方です。これらについて、規定をしたところでございます。

それから最後に、この規定にはございませんけれども、説明資料の7番にございます委員の報酬でございます。これにつきましては、委員の職務の性格から、他の非常勤特別職と同様の役務の対価としての報酬はなじまないと考えておりますので、謝礼金程度の額としまして、年額1万2,000円程度として、条例上の扱いも、別表の中に個別に学校運営協議会と規定せず、一番最後のところに、73番「任命権者が定める額」として、前各号に定める以外の特別職の職員ということで、職務の内容に基づき常勤職員の給与との均衡を考慮して、任命権者、つまり教育委員会が定める額ということで、他の特別職とはその性格が異なるということで、条例の中に金額を明示した形での設定の仕方までする必要はないだろうと現在考えているところでございまして、その方向で現在市長部局の方と事務上の調整はしているところでございます。

説明は長くなりましたけれども、以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

齋藤委員 前回の定例会の次の日に、文部科学省が行いましたコミュニティスクール推進フォーラムというのが都内でありまして、参加させていただきました。いろいろとお話を聞いてきて、いろいろと考えるところがあったんですが、この中で、ほかのところのいろんな実例を聞いていると、ちょっと気になったのが、会議を公開します。そのときに、公開という形になってきますと、この定例会なんかもそうなんですが、議事録を公開する。その辺りは、どうお考えになっていきますか。傍聴も可ということになってくると、今後、こういう公的な内容というのはどこかで、例えばこの定例会のようにホームページですべて議事録が見られるようになるわけですか。

もっと具体的に言ってしまうと、ほかのところでは予算をつけてしっかりとした事務局ができていくところがあるんですね。そこなどは、委員のほかに事務局員が席について、

テープ起こしなどをしながら公表しているというところもありました。その辺りはどうしていき考えでしょうか。

望月教育総務課長 この会議がございますので、当然ながら何らかの形で会議の内容を書きとめるというのは当然だと思いますが、この規定上では、例えば会議録を調製し保管しなければならないという、そこまでは規定をしなかったものでございます。これにつきましては、当然のことながら、各学校の方で細則といいますか、つくれるということになりますので、そこでつくっていただきたいというのが1つございます。

それからもう1つは、これは基本的に市議会等の指針の中でもございますけれども、一般的にそういったものを書きとめて、積極的に公表するかどうかは別として、情報公開の対象として公開できるようにしておかなければいけないということがあると思います。

もう1つは、先ほど説明を飛ばしてしまいましたけれども、第13条の第2項の「協議会は、地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、」ということでそのことがありますので、当然ながら会議録といいますか、会議の内容について、住民の方に積極的に公表していく。いろいろな細かいやりとりは別として、積極的に公表している義務をこの2項の方で規定しているというところですよ。

齋藤委員 そうしますと、そのことも踏まえて、全国レベルと比べると大変な差があるのだなと思いましたけれども、今のお話なんかでも、公表しようとするためにはそれなりの人も必要だし、テープ起こしをするとすると、それなりの人件費もかかるだろうと思うんです。全国レベルでものすごいお金をつぎ込んでいるところもあるんだなというのは驚いたんですけれども、そのあたりのことも考えて、八王子市ではどう考えていらっしゃるんですか。

望月教育総務課長 どの程度のことをするかというのは、もちろん校長が経営方針なりを示して、それから学校運営協議会に参加する人たちの考え方というのは大きく左右されるかと思いますが、そこら辺のことにつきましては、現段階では準備委員会をほとんどの学校、3校でモデル校が立ち上がりまして、それらの代表の校長先生方と、それから私どもと協議をしながら、今後どういった規模のものをやっていこうかということは考えていきたいと思っておりますし、学校によって一様ではないと考えております。

それと同時に、予算措置につきましては、学校に配分する予算がそれぞれ学校規模に応じてありますけれども、それとは別枠で、一定程度学校運営協議会用の予算については別枠の予算を配分できるようにしたいと考えております。

齋藤委員 その予算額については、今のところ具体的な数値はないと。これから話し合った中で決めていくということですか。

望月教育総務課長 おっしゃるとおりです。

齋藤委員 そうすると、今のお答えの中で、行政側として事務局を何か設置しようということは考えていなくて、つまり、モデル校でスタートするところの学校長の判断でやり方を考えていく、こういうことでしょうか。

望月教育総務課長 事務局については、学校の職員で担当してもらおうと思っております。特にそれにかかわる人件費的な要素というのは、それは現状では予算的に人件費分を見ようという考えはございません。

小田原委員長 御意見も含めていかがですか。

質問ですが、指定期間について、地教行法ではどういうふうに言っていますか。

望月教育総務課長 指定学校の指定及び指定の取り消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び云々とありまして、その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については教育委員会規則で定めると規定されております。

小田原委員長 そうすると、期間を定めるということだから、何年と言わなくてもいいわけでしょう。先ほどの説明だと、法律で定められているから期間を4年と設けたということだけれども、教育委員会規則で指定期間は16条に抵触する場合を除き指定しないという指定の仕方だってよくないですか。

望月教育総務課長 これは、幾つか文科省の方で質疑応答とか解説があるんですが、実はこれについては、第8項になりますけれども、これを規定した解釈みたいなものを示されておりません。ただ、指定の期間というふうになんかそれを教育委員会規則で定めるように法律で規定しているということは、言葉ではなくて、実際の数字として何年という規定をつけて、その中で検証していくというふうなことを求めていると解釈したというところでございます。

小田原委員長 これは、この期間を指定するということの意味をどういうふうにか考えるかということなんだけれども、先ほど齋藤委員の質問にも絡みますけれども、この本市の運営協議会というのは、さっき齋藤委員の話があったように、全国レベルから言えば、まだかなり未熟なものだと私は見えています。成熟するまでは、今の教育総務課長のお話のとおりでいいと思うんですが、育てていくという観点から考えた場合には、期間を指定しないでおいて、責任を持たせていった方がいいだろうと思います。それが、成熟してきたら、

これは予算がこんなものでは済まなくなるだろう。成熟するということは、教育委員会制度そのものとも絡まっていくと私は見ているんです。ですから、4年と指定することは、16条がある限り不要ではないかと思うんですが、そういう期間の指定の仕方を教育委員会規則で定めれば、法の言っていることに支障ないものと考えますが、いかがですか。

望月教育総務課長 その点については、小田原委員長がおっしゃっていることは私の方は理解できるところでございます。念のため、国の方にもこの規定の趣旨について、多分国会でもいろいろ議論があったかとは思いますが、そこら辺について確認はしてみたいと思います。

小田原委員長 そんなものは確認しなくていいですよ。聞けば、ああしろ、こうしろという話になるわけだから、本市としてはこういうふうにするということで構わないと私は思うんです。

細野委員 1ついいですか。この期間を指定しないというのも一つの手だと思うんですけれども、例えば4年として区切って、4年で何らかの実績を出しなさいという目標設定の機能としてこれを入れて、それが達成できたら再指定してあげるよと、それもまた一つの手だと思うんです。お褒めの言葉になると思うので、このまま持つていくのも一つの手かなと。とにかく4年で結果を出しなさい。そして、ちゃんと結果を出したら、また次に再指定しますよ、だめだったら、切りますよ、そういうことも一つあっていいかなという気はします。

小田原委員長 何で4年かというのは問題になると思います。ほかのところは2年とかでやっていますけれども、例えば小学校1年で入った子どもたちは、転校しない限り6年間行くわけです。中学は3年間。先ほどもお話がありました。そういうことを考えたときに、委員の任期と絡めて、4年とか2年というものの意味づけをやはりしておく必要がある。子どもたちに責任を持たせるには、6年間はやらなければいけないし、6年間で切っちゃったらだめだったという話になっちゃったら、これはその学校を求めてきた子どもたちにしてみると、中途半端になっちゃうわけです。

成熟と先ほど言いましたけれども、これは将来的には教育委員会には要らないと言われてもいいような制度になるかもしれませんが、この期間を設けなくてやった方がいいんじゃないかなというふうには思いますけれども、細野委員の言うような意味合いもあれば、4年なり6年なり、あるいは小中を分けるか、もう一回検討していただければと思いますが、いかがですか。

川上委員　　ちょっと疑問があるんですけども、今の4年の問題のところの前の2項は、「校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。」とありますよね。ところが、校長は異動などでかわりますね。そうすると、そこが指定校であるということ承知で来るのか。逆に校長は指定を返上することができるのかということも含んでの4年かなというふうにも、先ほどからの話は感じていたんですけども、そこら辺、校長は申請することができるんですけども、そこが指定校であるということ承知の上で、それを了解の上で次の校長は赴任してくるんでしょうか。

小田原委員長　私の考えを言えば、私はこの学校の校長がもし申請してきて、それを指定するとすれば、校長が瑕疵を犯さない限りは、これはずっと置いておくべきだと。そういう方針を持たないとだめだと思います。

川上委員　　だから、例えば今4年というのは、校長がかわるときに自然に消滅するのかなとか、何か変なことを考えたんです。

小田原委員長　逆に長期間在任する校長の制度にもっていかないと、この制度はだめだろうと思います。それを承知で校長として、八王子なら八王子の校長はそういう校長になりますというつもりで来てもらわないと、これはできないだろうと思います。

石川教育長　　あくまでも指定するのは学校ですから、当然トップの校長がかわっても、学校の指定は変わらないわけで、当然のことながら、そういう学校ですから、そういう校長を配置をしていただきたい、ないしはせざるを得ないということですね。

それから、期間の問題ですけども、私はどちらでもいいとは思っているんですけども、ただ、何らかの形で、今後やっていく中で、かなり予算面で応援しなければいけないような部分が出てきたときに、ふやす方向で考えていくわけです。よければ広げていく。そう考えると、ある程度期間を指定しておかないといけない。一番いいのは、指定したところが成熟をしていって、ほうり出しても、1人でそのままやっていく、さらに成果を上げられるという条件にするのが一番いいとは思うんですけども、全体がそういうふうになるのが一番望ましいことですけども、でも、となると、予算との絡みがあったりして、なかなか難しい面もあるのではないかなと思うんです。

ですから、とりあえずはこれでやらせていただいて、踏み出したところでいろいろな課題が出てくれば、その都度改善をしていく。そういう方向でやらせていただければありがたいなと思います。

細野委員　　今の話もすごく大事な話なんだけれども、さっきの齋藤委員の話もひっくりめ

て、要するに指定しなくても、例えばこういうことをやっているよということをほかの学校に情報公開をどんどんする。うちは次にとりたいから、こんな試みをしようか、そういうのが出てきてもいいはずなんです。それはあまり予算を使わなくていいかもしれない。ですから、そのときに、さっき事務経費をどうするんだというんだけれども、例えば学校同士、ホームページを持っているんだと思うんですけども、そうしたら、やはりそれは使うべきものです。そんなことも考えて、そんなに事細かなことではなくて、今こんな試みをしています、そういう要旨だけでも素早く的確に出してあげれば、それはそれで、結構な刺激になるという気がします。

小田原委員長 さっきの事務局の話にしても、これがうんと力を持ってくればその必要はあるだろうけれども、まだそこまでは力を与えているわけではないから、まだ考えなくていい部分だろうとは思いますが。

齋藤委員 川上委員の御質問に対して、また石川教育長のお答えである程度わかってきたわけですけども、かなりベテランの校長先生が、任期が例えばあと2年しかないとか3年しかないという先生でも、これはこの地域だったらやってみようと思ったときに、当然それでもいいわけですよ。そうすると、その先生は異動ではなくて定年退職になるわけです。いわゆる4年が経過する前に退職となったときにも、当然それはその学校が指定されたということで、その学校がコミュニティスクールであるということを知った校長を次に配分してくるという考え方でいいんですね。一応確認です。

石川教育長 場合によって、大きな成果を上げた校長がいれば、今再任用の校長というのも来年度から始まりますけれども、そういうことも視野に入れていいのではないかと思います。再任用制度を変えたというのは、できるだけ1校当たりの校長の年限を長くすることで変えてきたわけですから、最低5年ぐらいは置きたいと、そういうことで選考していますので、できるだけ長く置くというのはやらなきゃいけないことだろうと思います。

細野委員 この会長の人事というのはとても大事だと思っているんですね。そういう点で、1年で再任を妨げないという形でやっているというのは、校長とのペア、あるいは校長の交代のときに、それぞれまた1年ごとだから、ペアを組めるわけでしょう。そういう工夫があって私はとてもいいと思います。

小田原委員長 もっと延ばしますか。2年なら2年と。

細野委員 1年ごとでいいと思いますよ。再任を妨げないんだから。校長がかわったとき、

また新しい校長は新しい会長とペアを組んでもいいんだから、そもそものこの学校運営協議会自身が運営の円滑化とか学校の特色出しなんだから、リーダーシップをそれで持ちましょう、こういうことですから。

齋藤委員 全体的なところで感じていることを率直に述べさせていただきたいんですが、ここで、モデル校が4校手を挙げて、その中から絞り込んで今3校がよいよスタートするわけですけれども、準備会の準備委員も校長が選びますよね。その準備委員の方々が運営協議会委員の方々も選んでいくという経緯の中では、極めて悪い方のうがった考え方で考えたときですけれども、学校長の考え方というのが、ものすごく重要になってくる。

うまくいけば、非常にすばらしいと思うんです。先生方のバックアップもしていく。地域もどんどん先生方にいろいろな意見を言っていく。切磋琢磨しながら交渉していくということは考えられると思うんですが、うがった考え方をすると、地域の声が実際本当に聞き取られているか、校長に届いているのか、そのあたりの評価というのは、このシステムというか、こういう規則の中で、しっかりできますか。

協議会の委員も、規則案では教育委員会が任命するというようなところもあるわけですが、でも、実際は、当然校長先生を中心とした準備会の推薦を受けて教育委員会が任命する形になるかと思うんです。そう考えると、その行われている運営協議会の内容が極めて地域の中にうまく浸透しているかどうかという判断はこのやり方でしっかりできますか。

望月教育総務課長 仕組みと申しますか、規則の中では、ごらんになっていると思いますけれども、13条の第3項の中で、「協議会は、各年度終了後速やかに教育委員会に対して、協議会の運営状況等を報告しなければならない。」と規定されているところです。これをもちろん義務化するんですが、この報告の内容をどういったものにまでしていかなければいけないかということで、今委員さんがおっしゃったことについては確かにおっしゃるとおりのところがございますけれども、この報告の内容をどのレベルまで求めているかということがあろうかと思えます。

それから、報告を受けて教育委員会が議論して、それに基づいて第14条がございませうけれども、「教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導又は助言を行うものとする。」ということで、一応形式的にはこの規則の中でそのところは担保されていると思いますが、問題は、その中身をどうつくっていくかということだとは思えます。ただ、一応規則の仕組みでは、その部分は一応可能

な形にはなっているのかなと思っております。

齋藤委員　これからモデル校がスタートしていく中で、いろいろな細かいところはこれから規定していくのかもしれませんが、具体的に言わせていただければ、外部評価ですね、こういうものに取り組んでいく中で、地域運営型学校というからには、本当に地域の方々の声がしっかり届くような何かしら仕組みを教育委員会がしていくわけですが、やはり地域の方々の声、外部評価というものは必要なのではないかなと個人的に思うんです。事務局としては、そのあたりはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

望月教育総務課長　今委員さんがおっしゃっているのは、学校運営協議会についての評価ということでしょうか。あるいはそうでなくて、一般的に外部評価ということであれば、現状で評議員はとりあえず試行期間中は、19、20年度は併置する考えでございますけれども、そういった中で、評議員さんから見た、例えば学校運営あるいは学校運営協議会の運営について御意見をいただくという機能は一応この2年間の中ではあるかなと思っております。

ただ、問題なのは、実際には評議員の中でも最も積極的で熱意ある人が今学校運営協議会の委員の候補に選ばれるという可能性も各学校の方で出ておりますけれども、そういったときに、現状の外部評価の一部である評議員さんの機能と、それから学校運営協議会の機能というのは、今後どうするかというのは本当に重要な課題だと思っています。いずれにしても、全体として外部評価の中にどう学校運営協議会、評議員を組み込んでいくかということは、これから本当にいろいろと御議論をいただいたり、あるいはこちらでも研究していかなければいけないと思っております。

細野委員　私は今のやりとりは少し違うと思うんです。この学校運営協議会をつくることの意味は、信頼される学校をつくることであって、地域のさまざまなニーズをくみ上げることではない。信頼される学校をつくるために、それから、校長と地域の人がどういう形で力を合わせるかということであって、地域のさまざまなニーズ、それを一言で全部まとめるなんていうのは、そんなのは世の中不可能です。ただし、開かれているのかどうかの評価を受ける、これはとても大事なことです。それは手段であって、目的は、信頼される学校づくりということなんです。そのためにどういう組織をつくるかという話。そういうふうには私は議論を持って行ってほしいですね。

小田原委員長　そのとおりです。今の細野委員の言っている、またその前段に、校長の学校運営に地域住民及び保護者、本市では学識経験者とかを入れるわけだけでも、そうい

う方々の参加の促進なんだよね。それによって、今の細野委員が言った信頼される学校づくり、あるいは前に言った特色ある学校づくりをするということに趣旨があるわけで、そこを踏まえていけば、何も齋藤委員が心配するようなことというのは考えなくていいのではないかと思うんですが、いかがですか。

齋藤委員　私は、全国レベルの事例をいろいろと聞いてきたものですから、このコミュニティスクールというのがスタートしていくということは、これはなかなかすごい取り組みだなと、いろいろなことを頭の中で考えているようなところもあって、私自身も発言がちょっとまとまらないところもあって、混乱を招くようだったら申しわけないと思うんですけども、今細野委員のおっしゃっていることもよくわかるんですけども、地域運営型学校ということであるならば、学校が今やろうとしていることの評価、適正に運営されているかどうかというのをだれが見ていくんだという話なんです。

それは教育委員会が評価をするんでしょうけれども、ある程度地域の周りの方々に、今学校がやろうとしていることが適正にやられているかどうかというものの評価を受けるということは間違っていますでしょうか。私は必要なことだと思うので、それをこういう規則の中に入れるか入れないかというのは、まだこれからの細則というか、やっていく中で考えられる内容なのかもしれないですけども、広く地域の方々から学校に目を向けていただくということは必要かなと思って発言させていただいたんです。

細野委員　それは私はいいいと思うんです。だから、地域に開かれた、要するに、我々はこういう試みをやっていますから、どうぞ御支援ください、あるいはこういうところで人が足りないんですけども、人材バンクなんかはどうぞ登録してくださいとか、そういうことで、要するに学校のニーズも地域の人に知ってもらおう。地域の人たちのニーズも知ってもらおう。それで、特色ある信頼ある学校づくりということをやればいいのであって、一方的な話ではなくて、両方とのニーズの突き合わせとかそういうものをしていけばいいということなんです。最終的にはいい学校づくりを地域も含めてやっていきたいと思いますことだと思います。

齋藤委員　意見としては、今後のやり方の中で、また当然事務局の方からも、今の経緯というものもどんどん発表になってくるでしょうし、その中でまたいろいろとよりよい考え方の中の発言をさせていただくというふうな判断でよろしいでしょうか。そういうふうになっていくのであるならば、これからは育っていく学校を見ていきたいと思います。その中で、また気がついたことがあったら発言させていただきたいと思います。

小田原委員長 齋藤委員の当初の質問は、校長が地域住民をきちんと状況を把握している人たちとして選任できるかどうかという心配があるということにあったんでしょう。今までの校長を見ていたらという、そういうことだろうと思うんだけど、ただ、そういうことは規則の中に入れる話ではないと私は思うんです。

そのほかいかがですか。質問、御意見を含めて。

もう一つ、9条の(4)の語尾。「編成に関する事」、これは「予算の編成」ではダメなんですか。

望月教育総務課長 ちょっと言葉として、わかりました。検討しておきます。

小田原委員長 これだって、ほかと同じように「基本方針」と言えば言えるんだよね。こだけ異質な表記なので気になったんですけれども。

望月教育総務課長 あと(1)号は「基本方針」を入れておりませんけれども。

小田原委員長 ここは、「経営方針」だから、これは「基本方針」になるんですよ。ちょっと御検討ください。文言の事柄ですから、これはお任せします。

では、いかがですか。では、成文として出てきたのは今回初めてですので、また次回は多分議案として提案されるだろうと思いますので、そのとき、また御議論いただくということでもよろしいですか。

では、その方向でまた御検討をお願いいたしたいと思います。

では、協議事項につきましては以上で終わりということでもよろしいですか。

小田原委員長 それでは、次に移ります。報告ということでもよろしいですか。

まず、教育総務課から。

望月教育総務課長 生涯学習スポーツ部長がスポーツ振興課長の療養休暇によりましてスポーツ振興課長事務取扱をしておりましたけれども、12月18日に課長が職場に復帰いたしましたので、事務取扱をとるという事務処理を教育長において行いましたので、報告いたします。

以上でございます。

小田原委員長 ただいまの報告はよろしゅうございますか。

課長は大丈夫ですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 きょうは出張がございまして、間もなく出席いたします。

小田原委員長 では、多忙の日々でございますから、皆さんも体に気をつけてください。

では、続いて指導室から。

小海学校教育部主幹　それでは、特別支援教育報告会について御報告させていただきます。

本市の特別支援教育体制整備に向けました平成16年度から18年度までの取り組みと成果につきまして、平成19年2月8日の木曜日、午後2時から4時15分まで、八王子市芸術文化会館、いちょうホールでございますけれども、ここにおいて報告会を実施いたします。

内容は2部構成となっております。第1部では、本市の取り組みと特別支援学校であります都立八王子養護学校からの実践報告を予定してございます。

第2部では、「実践に寄せて」といたしまして、LD親の会から、保護者の立場からの発表、そして、本市の学校への巡回相談をお願いしております首都大学東京の浜谷教授から、専門家の立場から現状をお話ししていただく内容となっております。

この報告会は、市内小中学校の研修会と位置づけておりまして、各校の管理職及び特別支援教育コーディネーターが参加するとともに、他区市の教育関係者及び市民、保護者への参加も広く呼びかけてまいります。

なお、この報告会の前日、2月7日、水曜日でございますけれども、午後6時から、教育関係講演会として、夜回り先生こと水谷修氏による講演を市民会館で予定しております。その講演の前段で、本市の特別支援教育についての取り組みも報告する予定でございます。

報告は以上でございます。

小田原委員長　指導室からの報告は以上ですが、この件につきまして御質疑はございませんか。

齋藤委員　1点よろしいですか。第2部の「実践に寄せて」というところで、保護者の代表者が括弧で入っておりますけれども、これは今まで実践してきた途中報告として、親の方、実際にそこに携わっている保護者の方の声というのはすごく興味があり、また、実際の声として非常に大切だと思うんですけれども、どのようにこの方が選ばれてきたんですか。

小海学校教育部主幹　いろいろな軽度発達障害の会というのがございます。そういう中で、これはLD親の会というのは全国組織の東京の位置づけということがございまして、その中で、比較的活発に実践をされておりまして、私どもの方も間接的に接触のある方だったので、この方のお話も間接的には伺っておりまして、その中で非常に貴重な御報告をいただけるというふうな判断をお願いをしたところでございます。

齋藤委員　もちろん、これは八王子在学、在住というか、八王子の学校の中で今いらっしゃる方の保護者の方なんでしょうか。

小海学校教育部主幹　この方は、先ほど申し上げたとおり、全国組織の東京の組織ということですので、八王子の保護者ということではございません。

小田原委員長　決まっちゃってこういうふうには報告という形で出てきている話だから、大変残念なんだけれども、今の齋藤委員の趣旨から言えば、ここは少し外れた人選だろうと思うんです。私は、ある学校を訪問したときに、拠点校の1つだったんですけども、クラスの中に多動的な傾向のある子どもが何人かいて、大層担任の先生も苦労している。もちろん指導力の問題もありますけれども、そのときに、その学校は特別支援教育の拠点校なのだから、特別支援教育のコーディネーターとかを中心とした取り組みはどうですかと言ったら、全然関連がないんです。そういう特別支援教育の中での担任あるいは子どもたちの対応というのが考えられていない。そういうことを実際見てきて、ただこういう報告会をする、形だけ整えていくというのはやはりまずいのではないかというふうには思っているんです。

先ほど主幹のお話の中に、水谷さんの前段としてこれをやると言っていたけれども、僕は前段だというふうには考えてはいけないと思うんです。水谷さんとは切り離して、関係ないというか、どこかで関連していきださるうけれども、これは八王子の中で特別支援教育をいよいよ本格実施していく、その大事な出発の一環なんだと考えなきゃいけないわけで、そのときに、保護者という名前で八王子とは関係ない方をお呼びするというのはいかなるものか。間接的にという話なんだけれども、間接的ではなく直接的に関連する方を呼ばなければいけないのではないかと思うんです。決まっちゃった話ですからとても残念なんですけれども、こういうことは幾つもありますので、またかという感じ、いいかげんにしてください。

齋藤委員　前回この話というのも協議できないまま、きょうの定例会での報告という形になっているので、あえて言わせていただきたいと思いますと思うんですけれども、今小田原委員長がおっしゃったとおりで、私も率直な意見を言わせていただくと、1番の保護者の方、このお話は恐らく大変ためになるお話だと思うので、この方はお願いするにしても、もう1人八王子の中から、よかった話も当然あるかと思えますけれども、こういう苦労をしているという生の声、八王子の学校に通っている保護者の方の声をぜひ入れていただきたいと思いますと思うんです。

あえて言わせていただくと、私は第1部の(2)番も、都立八王子養護学校の学校長の話聞くのであるならば、やはり実践例の方が、報告会なんですから、今までこの1年2年、特別支援教育を八王子が行ってきていよいよ19年を迎える。いいところ、悪いところ、いろいろなところの問題点をしっかり我々も聞きながら検討していく会議にしていくためには、正直言わせていただくと、(2)も少し疑問なんです。ここで八王子養護の学校長の話聞いてもどうなのかなというぐらいの感じなんです。だから、ある程度が決まってきているんでしょうから、ぜひプラス・アルファでお願いしたいと思うんです。

小海学校教育部主幹　　まず、前段の保護者の人選につきましては、どの程度調整が可能かどうか、こちらについては努力してみます。

あと後段の八王子養護学校の校長先生のお話ということですがけれども、本市特別支援教育体制を組む中では、養護学校との連携というのは非常に大きなテーマでございまして、私どもは3年間ずっとこの養護学校、八王子養護学校だけではなくて、近隣5校の養護学校と連絡調整、そして、連携を深めてまいりました。加えて、東京都の副籍モデル事業という形でも、ここでは非常に多くかかわりを持っておりまして、この八王子養護学校のお話というのは非常に大切な一部と考えてございます。

石川教育長　　1群から5群まで分かれて、私は事務局でこういう言い方もおかしいんですけども、わずか10分ずつ総花的にやることになっていきますけれども、これは顕著な例があるんだろうと思うんです。こういう中では、せめて2つなりに絞って、ほかのところについては、例えば1部は指導主事が説明する中で取り上げるとか、そういうふうにしていかないと、人が入れかわり立ちかわりやっていると、聞く方でも聞きづらいし、何を言っているのかよくわからない。この辺をもうちょっと整理してもらいたい。

小海学校教育部主幹　　本日お示ししましたこの次第につきましては、案ということでお示しさせていただいておりますので、調整できるところについては極力調整をさせていただきます。

細野委員　　1つ質問していいですか。配り物というのものもあるんですか。

小海学校教育部主幹　　ここでは3年間の取り組みをまとめたもの、これは報告書という形で今作成をしております。ここに出ています1群から5群までの分もございまして、それから、巡回相談等に御協力いただいた首都大学東京、創価大学、そしてCEセンターというNPO、そういうところの報告も交えて、冊子にいたしまして配付したいと思っております。

ます。

それからもう1つ、もう少し簡単にまとめたリーフレットも並行して作成しておりますので、そちらについても同時に配付していきたいと思っています。

細野委員 そうしたら、1群から5群まで10分ずつというのではなくて、重点的なものについては、例えば1群と3群と5群だけをこの場で詳しくやります。あとは報告書の方をお読みくださいとか、いろいろできると思いますよ。

小田原委員長 実践事例として、報告できる、あるいは紹介できるのはあるんですか。

小海学校教育部主幹 ございます。それぞれの群ではきちんと取り組みを行いまして、そして、発表できるものはそれぞれもちろんございます。

小田原委員長 私が見た学校はいかがかなという感じはするんですけども、一部ではやっているんですね。一部というのか、その担当部署というのかな。それと、本体の方とはどうかなという感じがあったんです。尋ねてもそういう話だったから、だから、よく精査して、紹介するならば、いいところだけ文書に書くのは構いませんというか、まずいんだけれども、実際に発表するのであるならば、それに値するものでないと生きないと思うんです。生きるものをやはり示してほしい。

齋藤委員 これを見ていてもう一つ感じるのは、これは広く市民の方々にPRしていくわけでしょうから、前は小ホールだったですね。今度は大ホールということですから、たくさんの方が興味を持たれている方も来られるでしょうし、広くPRしていきながら、であるならば、発言者を絞り込むのと同時に、質疑応答の時間はやはり必要なのではないのでしょうか。そこに来られる方はいろいろなことを心配したり考えながら来られているでしょうから、実践例に対して、ここはどうなっているのか、どうだという質問の時間がないというのはどうかなと思うんですけども、どうでしょう。

小海学校教育部主幹 今まで御指摘いただいたところにつきまして、極力生かすような形で考えてまいりたいと思います。

小田原委員長 そのほかいかがでしょうか。

では、特にないようでございますので、もう一回内部で検討して、いい形のものをつくって報告会に結びつけていってほしいと思います。お願いします。

以上で予定された内容は終わりですが、何かつけ加えることはありますか。

委員の皆さんの方で何かございませんか。別にいいですか。

いじめの話は、その後特に聞きませんが、大丈夫ですか。

岡本学校教育部参事　その後、各学校の方に再度それぞれのとらえている件数等につきまして、もう一度詳しく調べるように指示いたしております、教育委員会の方にもかかわっているものにつきましても、1つずつ今対応を進めております。中には保護者の方が直接教育委員会の方にその後もお見えになるケースも幾つかふえておりますので、あわせて学校と連携をとりながら進めているところでございます。

それから、冬休みを迎えるに当たりまして、生活指導関係の冬期休業中の通知等も出したわけでございますけれども、その中でも改めまして、学校あるいは家庭の中で、このことについて話し合ったり情報交換をして、新学期に向けて、新たな気持ちで学校にまた復帰できるような、そういう形で今取り組みを進めていただくように学校の方に働きかけをしているところでございます。

以上でございます。

小田原委員長　思い出すと、平成7年ごろに一つの対応の見直しがあったんです。あのときに、大々的にいろいろな組織的な取り組みがなされたんだけれども、それがこの時期どうなっているのかというのはもう一回検証して、抜かりのないようにしていただきたいと思います。

それから、気になっているのは、近隣というよりは、ちょっと離れたところで、学校から上がってきた報告が対応を間違えているような事例がありましたけれども、そういう点で滞っていると、あるいはそのままになっているとかというようなことはございませんね。

岡本学校教育部参事　そのままになっているということはございませんけれども、過去のところで、当時のことはいじめだったのではないとか、さまざまな形での問いかけも幾つか来ておりますので、それはまた過去の時点に戻りまして、私どものできる範囲の中で調べて、丁寧に対応を進めているところでございます。

小田原委員長　やはり初期の対応を間違えると、各方面に大変な御迷惑をかけることになりますので、ぜひ怠りない対応、心配りをお願いしたいと思います。

では、本日は予定された点、その他等ございませんので、以上をもちまして、本定例会を終了いたします。

【午後3時28分閉会】